

65 歳以上の場合

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後 【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額】			改正前
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	区分なし
330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円	120 万円
330 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 27 万 5 千円	(A) × 25% + 17 万 5 千円	(A) × 25% + 7 万 5 千円	(A) × 25% + 37 万 5 千円
410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 68 万 5 千円	(A) × 15% + 58 万 5 千円	(A) × 15% + 48 万 5 千円	(A) × 15% + 78 万 5 千円
770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 5% + 145 万 5 千円	(A) × 5% + 135 万 5 千円	(A) × 5% + 125 万 5 千円	(A) × 5% + 155 万 5 千円
1,000 万円超	195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円	

◆非課税基準・所得控除等の適用に係る合計所得金額要件等の改正

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48 万円以下	38 万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	48 万円超 133 万円以下	38 万円超 123 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	75 万円以下	65 万円以下
障害者・未成年者・寡婦及びひとり親に対する個人住民税の非課税措置の合計所得金額要件	135 万円以下	125 万円以下
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等要件	48 万円以下	38 万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件	48 万円以下	38 万円以下
家内労働者等の事業所得等の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	55 万円	65 万円
均等割の非課税限度額の合計所得金額 (非課税となる方)	同一生計配偶者及び扶養親族がない方・・・28 万円 + 10 万円	同一生計配偶者及び扶養親族がない方・・・合計所得金額が28万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がある方・・・28 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養 親族の数 + 1) + 10 万円 + 16 万 8 千円	同一生計配偶者及び扶養親族がある方・・・28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養 親族の数 + 1) + 16万8千円
所得割の非課税限度額の総所得金額等 (均等割のみ課税される方)	同一生計配偶者及び扶養親族がない方・・・35 万円 + 10 万円	同一生計配偶者及び扶養親族がない方・・・総所得金額等が35万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がある方・・・35 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養 親族の数 + 1) + 10 万円 + 32 万円	同一生計配偶者及び扶養親族がある方・・・35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養 親族の数 + 1) + 32万円

令和 3 年度から適用される個人住民税の主な改正点についてのお知らせ

◆基礎控除の改正

- ・基礎控除が一律 10 万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が 2,400 万円超えると、その金額に応じて基礎控除が段階的に減少し、2,500 万円を超えると基礎控除が適用されません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円 (所得制限なし)
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	適用なし	

◆給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ・給与所得控除額の上限が 195 万円に引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円に引き下げられます。

給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	(A) × 40% − 10 万円	(A) × 40%
180 万円超 360 万円以下	(A) × 30% + 8 万円	(A) × 30% + 18 万円
360 万円超 660 万円以下	(A) × 20% + 44 万円	(A) × 20% + 54 万円
660 万円超 850 万円以下	(A) × 10% + 110 万円	(A) × 10% + 120 万円
850 万円超 1,000 万円以下	195 万円	(A) × 10% + 120 万円
1,000 万円超	195 万円	220 万円

◆公的年金控除の改正

- ・公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ・公的年金等控除額の上限が 195 万 5 千円に定められました。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超える場合は、その所得額に応じて公的年金等控除額が段階的に減額されます。

65 歳未満の場合

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後 【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額】			改正前
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	区分なし
130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円	70 万円
130 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 27 万 5 千円	(A) × 25% + 17 万 5 千円	(A) × 25% + 7 万 5 千円	(A) × 25% + 37 万 5 千円
410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 68 万 5 千円	(A) × 15% + 58 万 5 千円	(A) × 15% + 48 万 5 千円	(A) × 15% + 78 万 5 千円
770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 5% + 145 万 5 千円	(A) × 5% + 135 万 5 千円	(A) × 5% + 125 万 5 千円	(A) × 5% + 155 万 5 千円
1,000 万円超	195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円	

◆所得金額調整控除の創設

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000 万円を超える場合は 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10％に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

1. 本人が特別障害者に該当する
2. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

《計算式》

所得金額調整控除額＝（給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10％

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が 10 万円を超える場合には、給与所得及び公的年金等に係る雑所得（それぞれ 10 万円を限度）の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

《計算式》

所得金額調整控除額＝（給与所得(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円))-10万円

◇調整控除の改正

前年の合計所得が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されなくなります。

◇子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有するひとり親について、前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合に個人住民税を非課税とする措置が創設されました。

問 税務課 国保住民税係 電話 22-7704

佐川町国保加入の皆様へ

今月は特定健康診査受診勧奨推進強化月間です！

佐川町では、特定健康診査の受診率向上に向けて取り組んでいます。

受診率があがると、交付金が給付され、皆さんの国保税負担の軽減につながります。

現在の受診率(10月時点)

15.9%(今年度の受診率目標(48%)まで、あと 745 人の受診が必要です！)

＼特定健康診査を受けるとこんなにお得／

1. 生活習慣病の早期発見につながります。
2. 高知家健康パスポート ヘルシーポイントシール(ピンク)がもらえます！
3. 約 1 万円の健診費用が無料で受けることができます。(年度内 1 回、40 歳以上の方)

高北病院で日曜健診を実施します！

日時：12 月 6 日(日)

場所：佐川町立高北国民健康保険病院

※国保に加入の方が対象

上記日程で都合が悪い方は、高北病院以外の医療機関でも受診することができます。特定健診受診券を利用すると無料で受診することができ

ますので、直接医療機関へお申し込みください。
※人間ドックを受診する場合も特定健診受診券が使える場合があります。

今年度、受診がまだの方は、
11 月 27 日(金)までにお申し込みください！

問・申込先 町民課 保険年金係 電話 22-7706

◆未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の改正

改正前 (単位：万円)

本人が 女性の 場合	配偶関係			死別		離別	
	本人所得 (合計所得金額)			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
	扶養 親族	有	子	30	26	30	26
			子以外	26	26	26	26
		無	26	—	—	—	

改正後 (単位：万円)

本人が 女性の 場合	配偶関係			死別		離別		未婚	
	本人所得 (合計所得金額)			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養 親族	有	子	30 ※ 1	—	30 ※ 1	—	30 ※ 1	—
			子以外	26 ※ 2	—	26 ※ 2	—	—	—
		無	26 ※ 2	—	—	—	—	—	

※ 1 ひとり親控除、※ 2 寡婦控除

改正前 (単位：万円)

本人が 男性の 場合	配偶関係			死別		離別	
	本人所得 (合計所得金額)			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
	扶養 親族	有	子	26	—	26	—
			子以外	—	—	—	—
		無		—	—	—	—

改正後 (単位：万円)

本人が 男性の 場合	配偶関係			死別		離別		未婚	
	本人所得 (合計所得金額)			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養 親族	有	子	30 ※ 1	—	30 ※ 1	—	30 ※ 1	—
			子以外	—	—	—	—	—	—
		無		—	—	—	—	—	—

※ 1 ひとり親控除

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外となります。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況
平成 20 年 6 月より勤務評定を実施し昇給判定に活用

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐川町	高知県	国
1 人当たり平均支給額(令和元年度) 1,339 千円 (令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.84 月分 (1.30) 月分 (0.82) 月分	1 人当たり平均支給額(平成 30 年度) 1,569 千円 (平成 30 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.60 月分 (1.375) 月分 (0.80) 月分	- (平成 30 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(令和 2 年 4 月 1 日現在)

佐川町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1 人当たり平均支給額 (自己都合) (勤奨・定年) 482 千円 21,189 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (応募認定退職 2%～45%加算)

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和 2 年 4 月 1 日現在) 該当なし

(4) 特殊勤務手当(令和 2 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 30 年度決算)	0 千円	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 29 年度決算)	0 円	死体処理手当	死体処理作業に従事する職員	左記	1 日当たり 1,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成 28 年度)	0%	感染症防疫作業等手当	感染症防疫作業職員、 感染症病室勤務職員	左記	1 日当たり 290 円
手当の種類(手当数)	2				

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	23,384 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	185 千円
支給実績(平成 30 年度決算)	14,301 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 30 年度決算)	112 千円

(注)職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績令和元年度決算」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和 2 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	・子：13,000 円 ・子以外：6,500 円 ・満 16 歳の年度初めから満 22 歳の 年度末までの子 1 人につき：5,000 円加算		—	12,821,880 円	241,922 円
住居手当	借家・借間 月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額：28,000 円	同	—	8,212,900 円	315,880 円
通勤手当	・交通機関等利用者 最高支給限度額：55,000 円 6 カ月定期券等一括支給を基本 ・交通用具(自動車等)使用者 片道 2km～ 5km 未満：2,000 円 5km～10km 未満：4,200 円 以下 5km 毎に支給額を加算 最高支給額 60km 以上：31,600 円	同	—	6,683,180 円	81,502 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員 ・課長職級：24,900 円 ・課長補佐職級：15,900 円	異	国の同等職より低額	6,339,600 円	253,584 円

佐川町の給与・定員管理などの状況を公表します

町職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して、町議会の審議を経て決定された条例・規則に基づいて支給されています。

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算) (注)人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

区分	住民基本台帳人口 (令和 2 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)30 年度の 人件費率
令和元年度	12,704 人	6,825,877 千円	106,558 千円	994,640 千円	14.6%	15.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給 与 費(千円)				(参考) 1 人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費 (平成 31 年度決算)
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	115 人	387,123	52,489	152,578	592,190	5,433 千円	5,570 千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。 2. 職員数は、平成 31 年 4 月 1 日現在の人数である。

3. 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

	H28	H29	H30	R1
佐川町	92.2	92.2	92.2	92.6
類似団体平均	96.4	96.6	96.6	96.6
全国町村平均	96.3	96.4	96.4	96.4

(注)
1.ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
2.類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 2 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
佐川町	41.8 歳	293,237 円	332,187 円	313,876 円
高知県(平成 31 年 4 月 1 日時点)	42.9 歳	318,538 円	386,070 円	339,945 円
国(平成 31 年 4 月 1 日時点)	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体(平成 31 年 4 月 1 日時点)	41.2 歳	303,526 円	361,229 円	329,664 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較へ [*] －)
佐川町	42.2 歳	10 人	217,100 円	228,624 円	227,840 円
	うち学校給食員	8 人	217,150 円	226,783 円	224,050 円
	うちその他	2 人	216,850 円	235,989 円	243,000 円
高知県	58.0 歳	31 人	292,291 円	—	302,958 円
国 (平成 31 年 4 月 1 日時点)	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円
類似団体(平成 31 年 4 月 1 日時点)	50.6 歳	5 人	292,522 円	314,703 円	301,798 円

(2) 職員の初任給の状況

区分		佐川町	高知県	国
一般行政職	大学卒	171,700 円	184,900 円	180,700 円
	高校卒	150,600 円	150,800 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	132,300 円	153,000 円	－
	中学卒	－	139,400 円	－

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	225, 200 円	270, 500 円	317, 100 円	367, 400 円
	高校卒	194, 100 円	0	304, 600 円	352, 100 円
技能労務職	高校卒	－	－	－	281, 400 円
	中学卒	－	－	－	－

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、室長、事務局長、教育次長	9 人	10.7%
5 級	課長補佐、事務局次長、教育次長補佐、所長、館長、室長(課内)	10 人	11.9%
4 級	係長	20 人	23.8%
3 級	主任、主幹	18 人	21.4%
2 級	主査	10 人	11.9%
1 級	主事、技師、保健師、保育士	17 人	20.2%

(注)
1. 佐川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門			区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
				令和 2 年	平成 31 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0		
		総 務	28	31	△ 3	育児休業者が復職し、他の部門へ配置されたため	
		税 務	10	11	△ 1	退職不補充	
		労 働			0		
		農林水産	10	14	△ 4	機構改編による減	
		商 工	2	2	0		
		土 木	7	6	1	機構改編による増	
		民 生	22	20	2	育児休職者の復職、退職者の補充	
	衛 生	9	9	0	育児休職者の復職		
		計	90	95	△ 5	＜参考＞人口 1 万人当たり職員数 72.8 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 85.98 人)	
	教育部門	19	20	△ 1	短時間再任用職員の退職に伴い 1 名増加		
	消防部門						
	小 計	109	115	△ 6	＜参考＞人口 1 万人当たり職員数 87.8 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 104.91 人)		
公営企業等 会計部門	病 院	103	102	3	業務増加のため		
	水 道	3	3	0			
	下水道		0	0			
	その他	14	12	2			
	小 計	120	116	4			
合 計			229[260]	231[260]	△ 2[0]	＜参考＞人口 1 万人当たり職員数 181.2 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。3 農林水産には国土調査が含まれています。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	18人	14人	22人	23人	31人	36人	26人	27人	22人	3人	229人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		94人	95人	97人	95人	90人	△4 -(4.3%)
教育		19人	19人	20人	20人	19人	0 (0.0%)
消防		0人	0人	0人	0人	0人	0
普通会計計		113人	114人	117人	115人	109人	△4 -(3.5%)
公営企業等会計計		112人	118人	119人	116人	120人	8 (7.1%)
総合計		225	232人	236人	231人	229人	4 (1.8%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

※町ホームページに「佐川町人事行政の運営等の状況」としまして、給与・定員管理以外の状況についても掲載しておりますのでご覧ください。http://www.town.sakawa.lg.jp/ 問 総務課総務係 電話 22-7700

等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和2年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事、技師、保健師、または、保育士の職務	19	16	主事 技師 保健師	16 2 1	67	57	係員級	
2級	主査の職務	18	15	計	19				
				主査	18				
				計	18				
3級	主任及び主幹の職務	30	26	主幹 主任	15 15	23	20	係長級	
4級	係長の職務	23	20	計	30				
				係長	23				
				計	23				

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
5級	課長補佐、事務局次長、室長(課の内部組織である室の長に限る。)、教育次長補佐、所長、館長、副参事、管理者の職務	17	15	課長補佐 室長 次長補佐 所長 館長	10 2 1 2 2	17	15	課長補佐級	
6級	課長、事務局長、教育次長または参事の職務	10	9	計	17				
				課長	8	10	9	課長級	
				事務局長 教育次長	1 1				
				計	10				

5. 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長 副町長	698,000円 584,000円	(参考)類似団体における最高／最低額	
			855,000円 / 550,000円 680,000円 / 476,000円	
報酬	議長 副議長 議員	269,000円 213,000円 189,000円	408,000円 / 218,000円 340,000円 / 174,000円 320,000円 / 155,000円	
		町長 副町長 教育長	(令和元年度支給割合) 2.825月分	
			(令和元年度支給割合) 2.825月分	
期末手当	議長 副議長 議員			
退職手当	町長 副町長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職年数×500/100	13,960千円	任期毎
		給料月額×在職年数×300/100	7,008千円	任期毎
		給料月額×在職年数×250/100	4,103千円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成30年度の 総費用に 占める職員給与費比率
令和元年度	1,732,182千円	22,439千円	863,729千円	49.9%	49.7%

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
令和元年度	104人	382,031千円	131,120千円	149,336千円	662,487千円	6,370千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
佐川町公営企業 (病院事業)	医師	54.4歳	551,586円	1,594,576円
	看護師	43.8歳	288,612円	450,243円
	事務職員	46.4歳	295,791円	440,122円
※団体平均 (平成29年4月1日時点)	医師	45.0歳	570,145円	1,415,659円
	看護師	39.5歳	294,102円	470,977円
	事務職員	42.9歳	322,930円	497,596円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐川町公営企業(病院事業)	
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1,436千円
(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.84月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ～ 15%	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (令和2年4月1日現在) 該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(平成31年度決算)	77,547円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	1,463,153円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)	50.9%
手当の種類(手当数)	10種類

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	8,467千円
支給職員1人当たり平均支給 年額(令和元年度決算)	176千円
支給実績(平成30年度決算)	8,153千円
支給職員1人当たり平均支給 年額(平成30年度決算)	173千円

講演会のお知らせ

『セルボーン博物誌』（西谷退三訳）の著者
ギルバート・ホワイ特生誕 300 年に寄せて

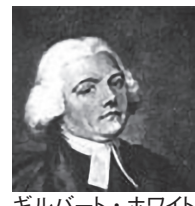
日時：12 月 6 日（日）13 時 30 分～

場所：名教館 参加費：無料

講師：セルボーン・青山文庫研究員井沢浩一氏

内容：セルボーンを紹介とギルバート・ホワイ特のこと、西谷退三のことなど

問・申込先 牧野富太郎ふるさと館 電話 20-9800 ※月曜日休館 先着 25 名



ギルバート・ホワイ



西谷退三

2020 年自衛官採用案内

募集種目		資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生 (男子・女子)	一般曹候補生 (陸上) (男子・女子)	一般的な 自衛官	18歳以上 33歳未満	(学科、適性) 11月14日、12月12日、1月16 日、2月7日、3月6日 ※口述、身体検査は別示
				令和3年1月上旬を予定
陸上 自衛隊 高等工科 学校 生徒	一般	男子で中卒(見込含) 17歳未満の者	令和2年11月1日～ 令和3年1月6日まで (締切日必着)	1次：令和3年1月23日 2次：令和3年2月4日～7日 (内1日を指定)
	推薦	上記及び成績優秀かつ生徒会 活動などに顕著な実績を修め、 学校長が推薦できる者	令和2年11月1日～ 令和2年11月30日まで (締切日必着)	令和3年1月10日・令和3年1月 11日の指定する1日

問 佐川町役場総務課 電話 22-7700、または自衛隊須崎地域事務所 電話 0889-42-7186
お気軽にご相談下さい。パンフレット等もごさいます。

広告

**高知から
世界に挑む!**

正社員募集 未経験者
不織布製造・加工作業員 歓迎

- 勤務地／フロンティア工場、テクノ工場(日高村)
- 時 間／三交替勤務(勤務工場による)
- 給 与／当社規定による
- 待 遇／交通費支給(当社規定)、各種保険・残業
手当・深夜手当・賞与・昇給、皆勤等手当

HIROSE 廣瀬製紙株式会社
〒781-1102 土佐市高岡町乙3292-1 ☎088-852-7774

経済産業省グローバルニッチトップ企業100選受賞!!

特設サイトも
要チェック!!

**3つの
ステップで
採用!!**

Step1 会社紹介・仕事紹介
Step2 工場見学
Step3 面接

参加特典
あり!

いま転職を考えている方に、緊急案内!
HIROSE体験ツアー ついに開催!!

令和3年成人式

佐川町では、次のとおり成人式を行います。今回の成人式の対象となる方は、平成12年4月2日から平成13年4月1日まで生まれた方々です。ぜひご出席ください。なお、現在町外に在住で出席を希望される方は、あらかじめ住所・氏名・生年月日・連絡先を教育委員会までご連絡ください。

日時：令和3年1月10日（日）

12時30分受付開始

13時30分開式

場所：佐川町立桜座

主催：佐川町



へ注意事項

令和3年成人式は、新型コロナウイルス感染症の拡散防止のため、父兄など一般来場者の方は会場への入場はできません。また、状況によっては、式典の中止または内容の変更を行う場合があります。新成人の方は、P10掲載の「新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください」を参考に、感染対策に努めるようにしてください。

問 佐川町教育委員会 電話 22-1110

メールアドレス sk10010@town.sakawa.lg.jp

佐川町特設人権相談所

みなさまの家庭や職場、地域社会などにおいて、セクハラ・DV（夫や恋人などからの暴力・いじめ・児童虐待など、人権に関する困りごと）について、人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談下さい。

日時：12月3日（木）10時～15時

（12時～13時はお休み）

場所：佐川町役場 東庁舎2階相談室

問 町民課 戸籍係 電話 22-7707

12月4日～10日までは 人権週間です

「人権週間」に際して、「くらしの悩みごと相談所」が開催されます。人権擁護委員が地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けいたします。

日時：12月4日（金）

10時～12時、13時～16時

会場：高知よさこい咲都合同庁舎 7F会議室

相談担当者：弁護士資格を有する人権擁護委員
その他：事前予約制（前日15時30分まで）です。

問・予約先 高知地方司法局 人権擁護課

電話 088-822-3503

令和2年度佐川町人権フェスティバルの開催中止のお知らせ

11月28日に開催を予定しておりました佐川町人権フェスティバルは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点および参加者の皆さまの健康と安全を考慮し、開催を中止することとしました。楽しみにしていただいていた方には大変申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。問 町民課 戸籍係 電話 22-7707

広告

循環器内科・外科・整形外科

高血圧、不整脈などはもちろん、生活習慣病など幅広く診察します

田村カルディオクリニック (旧田村外科)いの町波川 R33 沿い

☎088-893-5712 水曜午後外科休診 金曜午後循環器内科休診

循環器専門医 田村親史郎 茅ヶ崎徳洲会病院 聖路加国際病院ハートセンター 高知大学医学部附属病院等で研鑽を積み実家医院に戻りました。病気を抱えながらも、安心して健やかな日々を過ごせるようお手伝い致します。